

座敷鵜飼等運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、我が国独自の文化である鵜飼漁法を後世に伝え、同時に広く世界に発信するため屋外又は室内で実演する鵜飼及びその説明（以下「座敷鵜飼等」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(座敷鵜飼等の実演)

第2条 座敷鵜飼等の実演を要望する者は、事前に座敷鵜飼等実演依頼書（別記様式）を市長に提出し、事前に承諾を得なければならぬ。

(料金の納付)

第3条 座敷鵜飼等の実演を要望する者は、鵜匠及び鵜の派遣費、材料費、用具の運搬料、飼料費その他実演にかかる必要経費（以下「料金」という。）を納付しなければならない。

(料金)

第4条 料金は、別表のとおりとする。

(免除等)

第5条 市長は、次の各号に該当するときは、料金を免除することができる。

- (1) 犬山市が実施する観光宣伝に必要と認められるとき。
- (2) その他市長が特に必要と認めたとき。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 区分 | | 単位 | 料金 | |
|---------------------------------|-------|------|-------|--------|
| 屋外 | 鵜のみ使用 | 一般 | 1回につき | 15,000 |
| | | 学校行事 | | 10,000 |
| | 水槽使用 | | | 30,000 |
| 屋内 | 鵜のみ使用 | 一般 | | 15,000 |
| | | 学校行事 | | 10,000 |
| | 水槽使用 | | | 65,000 |
| また、必要に応じて、別途下記料金を請求することができる | | | | |
| 1. 飼料費（活鮎の場合） | | | | |
| 2. 酸素ボンベ代（活鮎の場合） | | | | |
| 3. ビニールシート代（屋内水槽使用の場合） | | | | |
| なお、給排水機材や会場費などにかかる光熱水費は発注者負担とする | | | | |